委 員 会 会 議 録

（社）滋賀県トラック協会

会 議 名	平成２２年度（第５回）環境対策委員会
開催日時	平成２２年１２月１１日（土）　１６：００～１７：４０
開催場所	ニューびわこホテル
出 席 者	委員１３名、事務局２名

協　　議　　内　　容

開会にあたり阿野委員長から実施した各事業のお礼を踏まえた挨拶が行われた。
引き続き、伊地智担当副会長より挨拶が行われた。
挨拶の後、阿野委員長が議長となり議題協議に入った。

議　　題

（１）事業実施報告について
資料に基づき事務局から説明が行われた。
①各種助成制度の実施状況について
・車両取り付けを必要とするアイドリングストップ機器は、車両に取り付けを必要としないアイドリングストップ機器（蓄熱式等ウォームマット）の予算枠を利用して対応することとした決定は以前の委員会で出されているが、現在その予算枠をも超過する申請を受けている。このことから、他の環境機器助成と同じく、環境対策としての大きな予算枠内で調整して、受付枠を拡大できれば、多数の会員事業者の要請に応えることができる旨が事務局より説明された。
本件協議の結果、事務局提案どおり、環境対策の総枠の中で対応することとなった。

・その他環境助成はエコタイヤを除き、順調な申請を頂戴している。
・エコタイヤへの助成については、あらためて助成制度のＰＲを行うこととなり、各支部定例会等での制度周知が各委員へ要請された。

・次世代自動車（ＣＮＧ・ＨＶトラック）に関連して、ＣＮＧスタンドのインフラ整備の現状はどうなっているのか、という質疑が委員より出された。
本件について事務局より、現在、経産省管轄の同インフラ整備の予算はストップしているが、民主党案では次年度復活する予定である旨、説明された。

②環境キャンペーン取組状況

各支部より取り組み状況が報告された。総じてスムーズな啓発活動（３０分～４０分）が実施できたとの意見であった。しかし、やはり啓発キャンペーンであるので、１時間程度は実施していた方が良いとの問題点が指摘された。

また、事務局より、各支部へお渡ししている啓発タスキを来年の環境キャンペーンに備え、協会にて一括して保管したい旨、説明され、次回委員会にて各委員が持参することとなった。

③エコドライブ研修会

協議時間の関係で各自での資料確認が求められた。

④トラックの日事業にかかる植樹事業

事務局より、問題なく事業実施・終了できたこと、あらためて報告された。

また、あと数年は植樹可能であるが、センターの担当者より、植えるから育てる活動（下草刈り）を実施して頂ければ、大変ありがたいとの要請があったことが併せて報告された。

（２）当面の事業計画について

①アイドリングストップ内部啓発グッズ

・資料に基づき、検討が行われたが、協議の結果、以前配布した看板と同じ大きさのものを配布することとし、少しでも価格を低減させるため、現行デザインと同じもの（若干のカラー変更は加える）を配布することとなった。

本件の最終決定は次回委員会で実施する。

・アイドリングストップ啓発グッズたるティッシュＢＯＸの新形状案（通常のティッシュＢＯＸ形状）が提案されたが、もう少しトラックデザインを主とするデザインで作成することとし、製作業者へ依頼することとなった。

②エコドライブ研修会

・最終回となる１月のエコドライブ研修会は全支部対象とする研修会である。前年度の開催方法では、直近に実施した支部（彦根・北部）以外で、それぞれの支部枠を設定し、参加者を募る方法を取っている。

協議の結果、

大津支部３名・湖南支部６名・甲賀支部４名・湖東支部６名・湖西支部１名、

とし、支部にて参加者を募り、研修会を実施することとなった。また、参加人員の若干の増減は可能とし、各支部間での調整を事務局が行うこととなった。

さらに、年末年始をはさむことから、可能であれば、年内中に参加者が確定できるよう要請が行われた。

・エコドライブ研修会に関して、動員として研修会参加者を対応するのではなく、あらためて広くＰＲを実施し、自主的な参加を募る必要があるとの意見も出された。

・トラックディーラーと提携して会社単位でエコドライブを実施したことがあり、会社単位であるので、その効果は大きいとの意見が出された。このことから、現在でも各ディーラーで対応できるかどうか、事務局で確認することとなった。

（３）平成２３年度事業計画について

事務局より、現在実施している事業を継続していきたいとの平成２３年度事業計画の草案が説明され、その内容を各委員にて検討し、次回委員会にて協議されることとなった。

（４）その他

①低公害車普及促進対策費補助金について（補正予算関係）

補正予算成立を受けて、同補助金受付が１２月９日より開始された。申請はトラック協会経由ではなく、直接、地方運輸支局（次世代自動車）・国交省本省（環境対応ディーゼル車）であるが、協会としてもその補助金制度の説明が出来るよう対応することとなった。

②滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例（仮称）要綱案について

大気中の温室効果ガスの削減を目的とする県条例が成立する見込みであり、現在、要綱案に対するパブリックコメントが受け付けられている。

運送事業として一番大きく関係する本条例の箇所は、５０台以上を所有する運送事業者は、温室効果ガス排出を抑制する基本的方針や取り組み等を策定し、自動車管理計画として提出する必要があるという部分である。罰則規定はないが、今後、条例内容の見直し等により、運送事業者にとって、影響が大きくなる可能性が十分にあることから、本条例成立及びその進捗を慎重に見守ることとなった。

以上で議事が終了し、次回委員会開催日を決め、閉会。

■次回委員会

日　時　　平成２３年2月１６日（水）　１４：３０～

場　所　　滋賀県トラック総合会館